

(様式2)  
処分基準(不利益処分関係)

	担当課	河川課	検索番号
法令名	河川法	根拠条項	第52条
不利益処分	洪水調節のための指示		
<p>(根拠規定)</p> <p>第52条 河川管理者は、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれ大きいと認められる場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があると認められるときは、ダムを設置する者に対し、当該ダムの操作について、その水系に係る河川の状況を総合的に考慮して、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>(処分基準)</p> <p>河川法に係る法定受託事務の処理基準等について(平成13年4月27日付け国河改第36号国土交通省河川局長通知)</p> <p>河川法第二章第三節第三款(ダムに関する特則)等の規定の運用について(昭和41年5月17日付け建設省河発第178号建設省河川局長通達)</p> <p>5 洪水調整のための指示(法第52条)について</p> <p>(1) 別添第2に掲げる第1類のダムその他令第23条第1号又は第2号に該当するダムについては、その下流の地域に洪水による災害が発生し、又は発生するおそれ大きいと認められる場合において法第52条の指示をすることが、必要かつ適切であるかどうかを検討すること。</p> <p>(2) (1)の検討結果に基づき、法第52条の指示をすることが予想されるダムがあるときは、当該指示に基づく措置が円滑に行われるように、当該ダムの設置者との協議によりその措置の内容、当該指示の伝達の方法その他当該指示に関する事項をできるだけ予定しておくこと。</p> <p>(3) (2)の協議が成立したとき、又は当該協議の成立が困難であることが明らかになったときは、すみやかに、その成立した協議の内容又はその成立に至らない経過を本職に報告すること。</p> <p>6 出水期前におけるダムの管理体制の整備について</p> <p>毎年度、出水期前に、各ダムについて、法第78条第1項の規定による立ち入り検査を行うこと等により、洪水等において当該ダムを適切に管理することができる体制を整えておくように当該ダムの設置者を指導すること。</p> <p>(その他)</p>			